

上場会社の皆様へ

配当金の支払開始日の4営業日前を超過しての支払開始日変更をしないよう留意してください！

※ 以下の事象が発生しております ※



資本剰余金を原資として配当金を支払う予定としていたが、配当金支払開始日が減資の手続日より前の日程に設定されていることが当初予定していた配当金支払開始日の直前に判明し、配当金の支払原資を確保するために、配当金支払開始日を変更した。



資本剰余金を原資として配当金を支払う予定としていたが、資本金を減少させるための債権者異議申述公告の手続を失念した。



配当金支払開始日の4営業日前を超過した場合、**証券会社における源泉徴収事務の訂正処理・取得単価の調整及び銀行における配当金振込の組戻し**など遡及対応のために膨大な事務負担が発生し、**貴社の全株主の税務処理等に影響が生じる**可能性があります。



株式会社 証券保管振替機構
Japan Securities Depository Center, Inc.